

広島県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林予定森林の所在場所

東広島市黒瀬町菅田字大谷一〇一四三から一〇一四六まで、一〇一五〇、一〇一五一、一〇一五二の一、一〇一五二の二、一〇一五三から一〇一五六まで、一〇一六〇、一〇一六二から一〇一六五まで、一〇一六七、一〇一六八、字中山一〇二〇三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷一〇一四三から一〇一四六まで・一〇一五〇・一〇一五一・一〇一五二の一
・一〇一五二の二・一〇一五三から一〇一五六まで・一〇一六〇・一〇一六二から一
〇一六五まで・一〇一六七・一〇一六八・字中山一〇一〇三（以上二十筆について次
の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森
林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)